

令和2年3月24日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

発議者 環境厚生常任委員長 並河 愛子

附帯決議案の提出について

別紙附帯決議案を議決されたく、亀岡市議会会議規則第14条
第2項の規定により提出します。

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例 の制定に対する附帯決議（案）

第47号議案、プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について、市民福祉の増進を図るため、実質的・効果的な運用を行わなければならない。よって、条例施行に至る過程と施行後の運用について、下記の事項を必ず実施、実行すること。

記

- 1 本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。
- 2 市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。
- 3 条例の施行に向けた取り組みについて、議会に提示した工程表に則り適切に進めること。
- 4 プラスチック製レジ袋の在庫について、効果的な方策を検討すること。
- 5 事業所における営業の実情に十分配慮し、立入調査や違反者の公表等に至らないように本市が指導と援助を行うこと。
- 6 市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。
- 7 国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確にすること。
- 8 社会的な諸状況を勘案して令和3年1月1日の本条例施行が適当でないと認められるときは、議会と協議して施行期日延期も含めて検討すること。
- 9 その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

以上決議する。

令和2年3月24日

亀岡市議会